

平成22年度国民健康保険税について

■平成22年度国民健康保険税額決定通知書を7月中旬に送付します

平成22年度の国民健康保険税は、次の税率等をもとに計算します。前年度に比べ、低・中間所得者層の負担軽減を図るための変更をしています。平成21年度に比べて、「医療分」の課税限度額を30,000円、「後期高齢者支援分」の課税限度額を10,000円それぞれ引き上げています。

区分	①所得割	②被保険者均等割	③世帯別平均割	課税限度額
医療分	6.2%	21,000円	22,000円	500,000円 (30,000円増)
後期高齢者支援分	2.5%	7,000円	7,000円	130,000円 (10,000円増)
介護分	2.0%	8,000円	6,000円	100,000円

※（ ）内は前年度比で、それ以外は増減がありません。

- ①所得割／加入者の前年中の所得から基礎控除（33万円）を引き、その額に税率を掛けた金額
 - ②被保険者均等割／加入者一人当たりにかかる金額
 - ③世帯別平均割／一世帯当たりにかかる金額
- 課税限度額／一世帯当たりの限度額



■保険税の納期

加西市では、1年間の保険税を8回に分けて納めていただきます。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
8月2日	8月31日	9月30日	11月1日	11月30日	12月27日	1月31日	2月28日

・保険税の納付義務者は国民健康保険における世帯主です。保険税の納付は安心して便利な口座振替をお勧めします。

■保険税の決め方

- ・医療分の保険税の額は、その年に予想される国保全体の医療費から、自己負担分と国などの補助金を除いた額になります。
- ・介護分については、国民健康保険に加入している40歳から64歳までの人がいる世帯に医療分とともに課税されます。
- ・65歳以上になると介護保険料として国民健康保険税とは別に納めることになります。39歳までの方は介護分の負担はありません。
- ・後期高齢者支援分は、後期高齢者医療制度に対して給付等に必要な額のうち公費5割、後期高齢者保険料1割を除いた約4割分を74歳以下の各医療保険の被保険者が負担していただき、後期高齢者の医療を賄うものです。
- ・医療分・介護分・後期高齢者支援分とも所得割、均等割、平等割を基礎として計算し、決定された保険税額は7月中旬に郵送で各世帯に通知します

■保険税の減免

災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、疾病等のため納税が困難なとき、一定期間給付の制限を受けたときには、申請により保険税の減免を受けることができますのでご相談ください。

■保険税の年金からの天引き（特別徴収）

一定の要件を満たす65歳以上の国民健康保険被保険者のみの世帯における世帯主の方（今月お届けしております「国民健康保険税納税通知書」2枚目「納付明細」の「特別徴収」欄に金額の記載がある方）については、平成22年10月支給分の年金から国民健康保険税の天引き（特別徴収）が始まります。そのため、平成22年度の国民健康保険税については年税額の8分の3を平成22年7月、8月、9月にこれまでどおり納付書または口座振替（普通徴収）で納めていただき、残りの8分の5を平成22年10月と12月、平成23年2月に年金からの天引きで納めていただくこととなります。詳細については、「広報かさい2010年5月号」をご覧ください。

■例えば、国民健康保険税の年税額が12万円の場合は次のようになります。

平成22年度	納付方法 月 税額	普通徴収			特別徴収（年金からの天引き）		
		7月	8月	9月	10月	12月	2月
		1万5千円 年税額の1/8	1万5千円 年税額の1/8	1万5千円 年税額の1/8	2万5千円 年税額の5/24	2万5千円 年税額の5/24	2万5千円 年税額の5/24

なお、年金からの天引きの要件を満たす方についても、以前から口座振替で納めていただいている方については、年金からの天引きとはせずに引き続き口座振替での納付とさせていただきます。また、年金からの天引きとなっている方でも口座振替による納付に変更することが可能ですので、ご希望の場合は納付方法変更申出書に口座振替納付依頼書を添えて、7月末までに市役所税務課まで届け出てください。

ただし、口座振替による納付を選択されている場合でも、長期間にわたって国民健康保険税の滞納がある場合などは、年金からの天引きになる場合があります。

■国民健康保険限度額適用認定証の更新申請について

「国民健康保険限度額適用認定証」が、8月1日から更新されます。1ヶ月の入院等にかかる窓口支払が自己負担限度額までの支払で済むものですので、引き続きご利用される方や新たにご利用される方は、ぜひ申請してください。

申請要件／国民健康保険に加入していて、国民健康保険税の滞納が無いこと。
申請時期／7月23日（金）以降
申請場所／国保健康課（市役所1階⑤番窓口）
必要な物／保険証、印鑑

■国民健康保険高齢受給者証の更新について

「国民健康保険高齢受給者証」が、8月1日から更新されます。国民健康保険の加入者で70歳～74歳の方を対象に、国民健康保険証とは別に新たに国民健康保険高齢受給者証が交付されています。医療にかかれる際に、国民健康保険証と一緒に窓口で提示していただくものです。新しい受給者証は7月下旬頃に郵送します。

【問合先】 国保健康課国保医療担当 ☎④8721 税に関することは、税務課税制担当 ☎④8712

国民年金保険料の納付が困難なときは「免除制度」をご利用ください

所得の減少や失業等の経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合、申請して承認されると保険料の納付が全額または一部が免除される「申請免除制度」や、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」（30歳未満）があります。未納のまま放置されますと、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、必ず手続きしてください。

■申請免除制度

区分	保険料納付月額	受給率
全額免除	0円	1/2
3/4免除	3,780円	5/8
半額免除	7,550円	3/4
1/4免除	11,330円	7/8

※受給率／全額納付した場合の受給額に対する割合

※3/4、半額、1/4免除は、保険料を納付しなければ未納扱い

対象者／本人・配偶者・世帯主の全員が次のいずれかの要件に該当する方

- ・前年所得が少ない方（所得制限あり）
- ・平成21年4月以降に失業・倒産・事業の廃止にあった方
- ・障害者又は寡婦であって、前年所得が125万円以下の方
- ・生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
- ・特定障害者に対する特別障害者給付金を受けている方

■若年者納付猶予制度

30歳未満の方を対象に保険料の納付を猶予します。ただし、10年以内に保険料を納めなければ、年金を受け取るための資格期間には入りませんが、減額となります。

対象者／本人（30歳未満）・配偶者が次のいずれかの要件に該当する方

- ・前年所得が少ない方（所得制限あり）
- ・平成21年4月以降に失業・倒産・事業の廃止にあった方
- ・障害者又は寡婦であって、前年所得が125万円以下の方
- ・生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方



平成22年6月までに「全額免除」「若年者納付猶予」の承認を受けられた方で、7月以降も継続免除を希望された方には、年金事務所より22年度分の審査結果が送付されます。承認された方の申請は不要です。「全額免除」「若年者納付猶予」で継続免除を希望されていない方、「3/4免除」「半額免除」「1/4免除」を希望される方は、7月以降免除申請が必要です。

対象期間／平成22年7月～23年6月 ※7月から申請受付を開始しています。

必要なもの／年金手帳、印鑑、失業が理由の場合は雇用保険の「雇用保険受給資格証」または「離職票」等、平成22年1月2日以降に他市から転入された方は「平成21年度中の所得状況が確認できる書類」

【問合先】 加古川年金事務所 ☎079-427-4740 または 市民課（1階⑤番窓口） ☎④8722